

(財) 安全衛生技術試験協会

○指定免許事務

【労働安全衛生法】

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二

- 1 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 都道府県労働局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第七十五条の三

- 1 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。
 - 六 申請者の役員のうちに、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

【労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（登録省令）】

(指定の申請)

第十九条の二十六

- 1 法第七十五条の二第二項 の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 名称及び住所
 - 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

○指定安全衛生コンサルタント試験事務

【労働安全衛生法】

(指定コンサルタント試験機関)

第八十三条の二

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定コンサルタント試験機関」という。)に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(指定コンサルタント試験機関の指定等についての準用)

第八十三条の三

第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十三条の二」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。)」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（登録省令）

(指定の申請)

第二十七条

1 法第八十三条の三において準用する法第七十五条の二第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

- 二 コンサルタント試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 コンサルタント試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

○指定作業環境測定士試験事務

【作業環境測定法】

(指定)

第二十条

- 1 厚生労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。
- 2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する厚生労働大臣の職権を行うことができる。
- 3 厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十一条

- 1 厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 他に指定した者があること。
 - 二 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

【作業環境測定法施行規則】

第三十一条

- 1 法第二十条第一項 の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 名称及び住所
 - 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 試験事務を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面